

オバマケア三部作と州際通商条項について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2022-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 辻, 雄一郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22247

【論 説】

オバマケア三部作と州際通商条項について

辻 雄 一 郎

目 次

はじめに

I. 州際通商条項とオバマケア法との関係

1. ニューディール期の合衆国裁判所の方向転換
2. Lopez 判決と Morrison 判決
3. 第一部 2012 年 Sebelius 判決と課税支出条項
4. 第二部 2015 年 King 判決と法の文言の解釈

II. トランプのオバマケア法に対する攻撃

1. 2012 年オバマケア法でのロバーツの姿勢—なぜ 2021 年に再び争われたのか
2. Texas 判決の序章 トランプの挑戦

III. 2021 年 Texas 判決

1. 2021 年 Sebelius 判決の州際通商条項と課税支出条項の解釈との接合
2. 可分性と先例との関係
3. テキサス州と個人にスタンディングが認められるのか
4. 合憲限定解釈と可分性という争点—スカリアの遺産か亡霊か

IV. 2021 年合衆国裁判所は州際通商に踏み込まず

1. 個人のスタンディングは認められない
2. 州のスタンディングも認められない
3. トーマス同意意見とアリトー反対意見
4. 法の可分性とスタンディングをめぐるアリトー反対意見
5. 今後の課題-法執行という視座
6. 保険の位置づけと日米の比較
7. 合衆国裁判所が州にスタンディングを認めること

おわりに

はじめに

本原稿では、通称オバマケア法（医療保険制度改革法:患者保護および医療費負担適正化法、PPACA や ACA とも略称される: Patient Protection and Affordable Care Act、以下、オバマケア法）をめぐる合衆国裁判所の 2012、2015、2021 年の 3 つの判決を扱う。2012 年の *National Federation of Independent Business v. Sebelius*⁽¹⁾（以下、2012 年 *Sebelius* 判決）は、個人に保険の購入を命令し（individual mandate）、購入しない場合の penalty（以下、ペナルティ）を課す規定を合憲とした。他方で、低所得者向けの公的保険（Medicaid 以下、メディケイド）の拡大を事実上、州に義務付ける規定については、州に対して連邦が強制するものであり、違憲だと判断した。この 2012 年 *Sebelius* 判決は、州際通商条項を用いて判断すると予想されていたが、予想を裏切って、課税支出条項を用いて保険の購入を税（tax）と解釈して合憲だと判断した。

2015 年に *King v. Burwell* 判決⁽²⁾（以下、2015 年 *King* 判決）は、保険の購入を促すための税額控除規定の合憲性が問題となり、合衆国裁判所は本規定を支持した。その後、2017 年に *Trump*（当時、以下、トランプ）大統領は、オバマケア法を空洞化しようと試みて、連邦議会はオバマケア法の保険購入規定に注目した。もともと購入規定にはペナルティという制裁が存在していたが、連邦議会はペナルティをゼロに改正した。市民が法の課す義務に違反したとしても何ら金銭の支払い義務も生じないことになれば、税に該当するということはできず、行政機関が違反者に対してペナルティを科すという負担も存在しないという可能性が浮上する。

2021 年に *California v. Texas* 判決⁽³⁾（以下、*Texas* 判決）は、ペナルティがゼロになった個人の保険購入規定をめぐる、テキサス州と個人の主張をスタンディングを理由に退けた。

(1) *National Federation of Independent Business v. Sebelius*, 567 U.S. 519 (2012).

辻雄一郎「最近の州際通商条項についての憲法学的考察」筑波法政 60 号 111 頁（2015）。また、秋葉丈志「医療保険改革法と合衆国憲法における連邦政府の権限」比較法学 46 巻 3 号 328 頁（2013）。同「健康保険法制に見る憲法解釈の巻き返し（講演 シンポジウム法の支配とアメリカ大統領：トランプ政権とアメリカ法の改変）」比較法学 51 巻 2 号 194 頁（2017）。

(2) *King v. Burwell*, 576 U.S. 473 (2015).

(3) *California v. Texas*, 141 S. Ct. 2104 (2021).

オバマケア法のこの3つの判決をめぐって州際通商条項とスタンディングという視点から検討する。いずれの判決も州際通商条項の争点が含まれながら、合衆国裁判所は正面から回答しなかった。

I. 州際通商条項とオバマケア法との関係

合衆国憲法の成立する前の連邦規約において各州が保護貿易に走った経験から、各州の通商を規制する強い中央集権国家の登場が期待された。合衆国憲法第1章8条3項⁽⁴⁾は州際通商を規制する権限を規定した。州際通商条項は、合衆国裁判所の判決を通じて連邦政府の州に対する介入を広く認める根拠⁽⁵⁾になってきた。

2012年 *Sebelius* 判決で合衆国裁判所が、オバマケア法の合憲性を審理する際、合衆国裁判所は、州際通商条項を根拠にして合憲性を認めるのではないかと注目されていた。ところが保守派に位置づけられる *Roberts* (以下、ロバーツ) は第1章8条1項⁽⁶⁾の支出課税条項を根拠にしてオバマケア法の合憲性を支持する立場に回ったため、合衆国裁判所はオバマケア法を支持することになった。

2012年 *Sebelius* 判決以来、合衆国裁判所を構成する9人の中で、文言の辞書的な意味を重視する *Scalia* (以下、スカリア) の流れを組む裁判官が増え、合衆国裁判所の構成が変容した。そのため、合衆国憲法の文言にこだわるテキストチャリストの立場からすれば、州際通商条項を文言にとらわれずに解釈してきた合衆国裁判所の先例を破棄するののかという判断を迫られることになった。*Rehnquist* (以下、レーンキスト) 時代からいわゆる保守派とされる裁判官らは、連邦の介入を嫌い、州の権限を認める傾向があった。

合衆国裁判所は判例を通じて、州際通商条項について合衆国憲法の文言から大きく離れる解釈を展開してきた。

(4) 合衆国憲法第1章8条3項。

(5) 辻 雄一郎「連邦主義と州際通商条項—少数者という視点から」関西大学法学論集 59(3) 417-454 (2009)。

(6) 合衆国憲法第1章8条1項。

1. ニューディール期の合衆国裁判所の方向転換

本稿は 2012、2015、2021 年の判決を三部作として位置づける。本節は、どのように合衆国裁判所が州際通商条項の文言の解釈を拡大して、連邦議会の規制権限を支持してきたのかを三部作と関連する程度で概観しておく。

合衆国裁判所が州際通商条項の解釈を拡大させた契機となったのは、ニューディール期であった。連邦政府は、州際通商条項と授權法理⁽⁷⁾を用いて、労働者の労働条件を改善する措置を取ろうとしてきた。当初、合衆国裁判所は、フランクリン・ルーズベルト (Franklin Roosevelt) 大統領の大胆な経済計画に歯止めをかけてきた。1935 年に *A.L.A. Schechter Poultry Corp. v. United States* 判決⁽⁸⁾で合衆国裁判所は、州際通商に「直接の影響」を与える活動だけが、連邦議会に認められた規制権限であり、工場の労働条件を連邦法で定めることは連邦議会の権限に該当しないと断固たる姿勢をとった。同判決は、合衆国憲法が連邦議会に立法権を授權しており、連邦議会が大統領に対して法制定権限を授權しようとするれば、一定の必要な指針が存在しなければならないと判断した。

さらに、連邦議会は、雇用関係に関する紛争を連邦法で規律して労働者を保護するために、*National Labor Relations Act* (NLRB、全国労働関係法、通称ワグナー法) を制定した。合衆国裁判所は、全国規模で展開する鉄鋼生産業社に不当な労働慣習 (*unfair labor practice*) が存在し、この慣習が州際通商条項に不当な影響を及ぼしていると判断した。

1937 年に合衆国裁判所は、*National Labor Relations Board v. Jones & Laughlin Steel Corporation* 判決 (以下、*NLRB v. Jones* 判決)⁽⁹⁾で、ワグナー法を支持し、同法が州際通商条項に違反しているという鉄鋼会社の主張を退けた。このようにニューディール期に合衆国裁判所は州際通商条項を活用した。

そして、三部作との関係では、*NLRB v. Jones* 判決だけでなく 1942 年 *Wickard v. Filburn* 判決 (以下、*Filburn* 判決)⁽¹⁰⁾もオバマケア法をめぐる 2012 年 *Sebelius*

(7) 辻 雄一郎「授權禁止の法理の分析」法学論叢 93 巻 2・3 号 107 頁 (2020)。

(8) *A.L.A. Schechter Poultry Corp. v. United States*, 295 U.S. 495 (1935).

(9) *National Labor Relations Board v Jones & Laughlin Steel Corporation*, 301 U.S. 1 (1937).

(10) *Wickard v. Filburn*, 317 U.S. 111 (1942).

判決と関係している。本件で問題となった1938年農業関係調整法は、各農家の生産量を割り当てている。本法の目的は、市場における小麦の生産量を調整し、価格を安定化することである。本法の違憲性を主張する農家は、割り当てられた量以上の小麦を生産していることは認めたと、余剰生産分は、農家が個人的に利用するものであって、個人的な利用のための生産物が市場に流通することはないはずだと主張した。

しかし、合衆国裁判所は農家の主張を認めなかった。もし農家が自ら利用する量の生産をしていなければ、市場から小麦を購入していたはずだという。市場に出回らないからといって、個人の活動を規制の対象外として扱ってしまえば、個々の生産量が蓄積し、その影響は全国規模になるため、連邦議会は州際通商条項に基づき規制できると判断した。

2012年 *Sebelius* 判決で政府は、この *Filburn* 判決の州際通商条項の解釈に基づき、個人の保険購入義務を認めなければならないと主張した。保険を購入しないと個人の活動が蓄積すれば、全国規模で市場に影響を及ぼすという。

ニューディール以降、合衆国裁判所は州際通商条項の解釈を拡大させてきた。この流れに対してレーンキスト・コートは次の2つの判決で連邦議会の権限拡大の流れを止めた。

2. *Lopez* 判決と *Morrison* 判決

州際通商条項に基づく連邦議会の権限拡大を止めた判決が1995年の *U.S. v. Lopez*（以下、*Lopez* 判決）⁽¹¹⁾ と2000年の *U.S. v. Morrison*（以下、*Morrison* 判決）⁽¹²⁾ である。この2つの判決でレーンキスト・コートは、州際通商条項の解釈に経済、非経済の基準を打ち立てた。

Lopez 判決は、連邦法である1990年銃携帯禁止法（*Gun-Free School Zones Act*）が違憲だと判断した。この法律では、公立、私立を問わず学校の構内または周囲1000フィート（約300メートル）で、故意に銃器を携帯することを禁止している。申立人 *Alfonso Lopez* は、テキサス州サンアントニオの高校生で、銃の携帯を理由に6ヶ月の懲役と2年の保護観察となった。申立人は、この判決を不服と

(11) *U.S. v. Lopez*, 514 U.S. 549 (1995).

(12) *U.S. v. Morrison*, 529 U.S. 598 (2000).

して上訴し、第 5 巡回区連邦控訴裁判所⁽¹³⁾は、連邦法を違憲だと判断した。その理由は、連邦議会が州際通商条項との結びつきを十分に立証することができなかったからだという。1995 年合衆国裁判所は、第 3 巡回区連邦控訴裁判所の判断を異なる根拠で支持した。

レーンキスト執筆の法廷意見は、連邦議会の事実の認定が不十分というわけではなく、州際通商と実質的な結びつき (**substantial effect**) が存在しないため違憲だと判断した。合衆国憲法は連邦政府の権限を創設しており、連邦議会の立法権は、合衆国憲法第 1 章が明示または黙示された権限に限定されるという。合衆国裁判所は、判例上、連邦議会の立法権に次の 3 つの制限が存在すると説明した。第 1 に、州際通商の経路 (**channel**) であること⁽¹⁴⁾、第 2 に、州際通商における道具⁽¹⁵⁾、人あるいは物品⁽¹⁶⁾ であること、第 3 に、州際通商に実質的な影響を及ぼすこと⁽¹⁷⁾ である。

Lopez 判決で Kennedy (以下、ケネディ) 同意意見⁽¹⁸⁾ は、州際通商条項が極めて実用的 (**practical**) に解釈されてきたと分析している。彼は、連邦主義における連邦議会と州の権限の関係に注目した上で、市場の現実に注目すべきだと主張した。

Breyer (以下、ブレイヤー) 反対意見⁽¹⁹⁾ は、州際通商に重大な影響を与える限り、地方の活動を規制する連邦議会の権限が州際通商条項によって認められると主張した。裁判所は、規制対象となる個人の活動ではなく、類似の行為が蓄積する効果を検討すべきだという。そして、規制対象となる活動が州際通商に対して重大な影響を与えるかではなく、連邦議会がそのように判断した合理的な根拠を有しているかを判断すべきだという。

次に、2000 年 Morrison 判決は、連邦法である女性に対する暴力禁止法⁽²⁰⁾ が問題になった。性別を理由とした暴力による被害者が州法では十分に保護されて

(13) *U.S. v. Lopez*, 2 F.3d 1342 (1993).

(14) *Heart of Atlanta Motel, Inc. v. United States*, 379 U.S. 241 (1964).

(15) *National Labor Relations Board v Jones & Laughlin Steel Corporation*, 301 U.S. 1,37 (1937).

(16) *Shreveport Rate Cases*, 234 US 342 (1914).

(17) *Lopez*, at 558-9.

(18) *Id.* (Kennedy, J., concurring).

(19) *Id.* (Breyer, J., dissenting).

(20) 42 U.S.C. § 13981.

いないことから、女性被害者のために連邦議会が民事上の損害賠償請求を創設したものである。連邦議会は、全国で、女性に対する暴力が原因で莫大な経済的損失が生じており、女性の旅行する自由が実質的に制限されていると認定していた。本件では、バージニア工科大学でフットボールの選手が女子学生をレイプした。この加害者は刑事訴追されず、大学の処分も免れた。被害者である女性は、加害者に対して本連邦法に基づき民事上の損害賠償請求を求めた。

合衆国裁判所は、本法律が州際通商条項で認められた連邦議会の権限を逸脱しており、違憲であると判断した。レーンキスト執筆の法廷意見は、性別を理由とする暴力が全国的に存在し、それらが蓄積することで経済的な損失を生んでおり、実質的な影響を及ぼすという主張を退けた。

レーンキスト法廷意見は、州法が伝統的に扱ってきた非経済的な活動について連邦議会が規制しようとしたと本件を分析した。性別を理由とする暴力は、伝統的に連邦議会が扱ってきたものではないという。法廷意見は、非経済的な活動が集積することで全国的に経済に影響を与えるという点を判断する必要はなく、性質上、経済的な活動だけを連邦議会は規制することができると説明した。⁽²¹⁾

Souter（以下、スーター）の反対意見⁽²²⁾は、Filburn 判決を引用し、個々の行為が集積し、全国の州際通商に実質的な影響を及ぼすのであれば、連邦議会の規制権限が認められるはずであり、連邦法を支える事実や資料を収集するという連邦議会の能力を司法府は評価すべきであると法廷意見を批判していた。これに対してレーンキスト法廷意見は、Filburn 判決も州際通商の中でも経済的活動の規制に焦点を絞って、規制を支持してきたのだと反論した。

3. 第一部 2012 年 Sebelius 判決と課税支出条項

2010 年に連邦議会はオバマケア法を制定した。2010 年オバマケア法 5000A (a) 条⁽²³⁾によれば、一定の除外事由に該当しない限り、すべての個人は最低限の水準の保険を購入する義務を負っており、この義務を行使しない場合は、違反者の収入に応じて金銭上の penalty（ペナルティ、制裁、負担）が課される。これを個人の

(21) *Morrison*, at 613,

(22) *Id.* (Souter, J., dissenting).

(23) 26 U.S.C.S. § 5000A (g)(1).

保険購入規定という。

この規定は、合衆国憲法が第 1 章で連邦議会に授権する立法権を越えており違憲ではないかが争われた。2012 年 *Sebelius* 判決は、個人の購入義務を合憲だと判断した。ロバーツ執筆の法廷意見 **Part III-B** と **C** は購入義務違反に対するペナルティを「税」(tax)と解釈して、合衆国憲法第 1 章 8 条 1 項で認められた支出課税権限に従って合憲であると説明した。

他方で、**Medicaid** (以下、メディケイド) 規定⁽²⁴⁾については違憲と判断した。メディケイドは妊娠中の女性、子ども、貧困な家庭、高齢者や障害者が医療サービスを受けるために、連邦政府が諸州を経済的に支援する仕組み⁽²⁵⁾をいう。州が連邦政府の経済的支援を受ける条件として、誰が医療を受けるか、どのようなサービスがどの程度の費用で提供されるかという点で連邦政府の定める基準を遵守しなければならない。2010 年のオバマケア法は、メディケイドの対象となる者を拡大して、州がカバーしなければならない対象者の人数を増やした。同法は、メディケイドの適用範囲を拡大する⁽²⁶⁾ために州に対する経済的支援を増加させていた。オバマ政権は、メディケイドを拡大しようとするために、州が拡大に応じなかった場合、拡大部分のみならず、既存のメディケイドに対する連邦のすべての補助金を失うと規定した。

ロバーツ法廷意見 **Part IV-A**⁽²⁷⁾は、このメディケイドの拡大は支出条項によって正当化されないという。なぜなら、もし州が拡大に応じなかったら、拡大した部分のみならず、その一部を州も負担しながらメディケイドに対する連邦の補助金のすべてを失うことになる。法廷意見は、支出条項を用いて連邦政府が州を経済的に支援する場合、一般福祉といった特定の方向に奨励する (**encourage**) ことはできても、強制することはできない⁽²⁸⁾と判断した。

ロバーツは、**Printz v. U.S** 判決 (以下、**Printz** 判決)⁽²⁹⁾と **New York v. U.S.** 判決 (以下、**New York** 判決)⁽³⁰⁾を根拠にして、メディケイド拡大規定により連邦

(24) 42 U.S.C.S. § 1396a (a)(10).

(25) 42 U.S.C. §1396d (a).

(26) 42 U.S.C. §1396d (y)(1).

(27) *Sebelius*, at 575.

(28) *New York*, 505 U.S.144,166 (1992).

(29) *Printz v. United States*, 521 U.S. 898 (1997).

(30) *New York v. U.S.*, at 166.

政府が州の立法権や行政権を収奪 (**commandeer**) するものであると説明した。⁽³¹⁾

New York 判決⁽³²⁾ は、州内に存在し、期限内に適切に処理されなかった低レベル放射性廃棄物の所有権の帰属を州に推定したり、あるいは、州に廃棄物に関する特定の規制を強制しようとしたりする廃棄物の処理に関する連邦法の規定が争われた。合衆国裁判所は、連邦政府が州に対して強制しており、第 10 修正に照らして違憲であると判断した。オコナー執筆の法廷意見は、州際通商条項を根拠にした連邦議会の規制権限を認めながらも、その限界を指摘した。オコナーによれば、連邦法は州に対して、連邦法に従った規制を実施するか、廃棄物の所有権を引き受けるかという選択肢を与えている。これは、州の権限を収奪するものであり、連邦法の規制を州に強制的に実施させようとしていると説明した。

また、**Printz** 判決は、携帯する銃（ハンドガン）の購入にあたって買主の犯罪歴などの背景（バックグラウンド）の調査を義務付ける **Brady Handgun Violence Act** の規定を第 10 修正条項に照らして違憲無効と判断した。スカリア執筆の法廷意見は、連邦法を執行するために州とその下位の自治体がハンドガンの売買で当事者の背景（犯罪歴）を確認することを強制しており、州の権限を連邦が収奪しており違憲だと判断した。

Printz 判決、**New York** 判決に加えて **Sebelius** 判決ロバーツ法廷意見は、支出条項に関するニューデール時代の **Steward Machine Company v. Collector**⁽³³⁾ 判決（以下、**Steward Machine Company** 判決）を援用した。本判決は、社会保障法による失業保険を合憲だと判断した。一定の規模以上の企業は、失業者に対する社会保障法の財源を支える義務を負っている。しかし、州が承認した補償制度を企業が創設した場合、連邦政府に支払った税の 90 % までが控除される。連邦政府は、この制度を通じて失業保険の拡大を狙った。**Cardozo** 執筆の法廷意見は、本規定が連邦議会の権限の範囲内にあると判断した。高い失業率と悪化する景気を前提に、この税が一般福祉（**general welfare**）に結びつくと説明した。

この **Steward Machine Company** 判決の位置づけについて、**Sebelius** 判決ロバーツ法廷意見は、支出条項を根拠にした連邦法が財政的支援を条件に州の権限

(31) *Sebelius*, at 577.

(32) *New York*, at 174-175.

(33) *Steward Mach. Co. v. Collector*, 301 U.S. 548 (1937).

を収奪しているかを慎重に判断する (*scrutinize*) という。州に対する圧力が強制に至ってはならないという。

そして、*Filburn* 判決との相違点について、ロバーツの分析では、*Filburn* 判決は、農家が自ら消費するために小麦を育てようとした場合、市場で小麦を購入するのを避けようとして判断しているという。農家のそれぞれの判断が蓄積することで、全国的な小麦市場に実質的な影響を及ぼすという。小麦の価格は需要と供給によって定まっており、市場では小麦を購入しないようになるという農家の判断が蓄積することで州際通商に実質的な影響を及ぼすという。

本件と *Filburn* 判決との違いについて、ロバーツは、*Filburn* 判決では、小麦の生産に農家は積極的に従事している (*at least actively engaged*)⁽³⁴⁾ けれども、本件では、個人の不作为（保険を購入しない）を作為に変えようとしている点で異なっているという。

また、本法には分離規定 (*severability*) が存在しており、本規定を違憲だと判断しても本法全体が違憲になるわけではないという。

4. 第二部 2015 年 *King* 判決と法の文言の解釈

三部作の第二部である 2015 年 *King* 判決で問題となったオバマケア法の規定は、*an exchange established by the states*⁽³⁵⁾（以下、税額控除規定）という文言を規定していた。⁽³⁶⁾ オバマケア法は諸州に対して保険市場（個人が医療保険を購入する取引所）を創設する義務を負わせた。州が設置しない場合、保健福祉省 (*Department of Health and Human Services*) を通じて連邦の取引所が創設される。そして、オバマケア法では、所得の 8% を保険の購入額が占めるという場合⁽³⁷⁾ を除き、最低限、必要な保険を購入しない個人はペナルティの支払いが義務づけられる。

市民は、保険市場を通じて複数の保険を比較して購入することができ、購入した医療保険に応じて *Internal Revenue Service* (内国歳入庁、以下、*IRS*) から税額

(34) *Sebelius*, at 553.

(35) 42 U.S.C.S. § 18031.

(36) 本判決のテクスチャリストの解釈手法とシェブロン法理については、辻 雄一郎『シェブロン法理の考察』51 頁以下参照。

(37) 26 U. S. C. §5000A.

控除を受けることができる。

バージニア州は、州の運営する保険市場の創設を拒否したため、連邦政府の運営する保険市場が創設されている。税額控除規定が「州」の保険市場だけを対象としており、「連邦」の保険市場は税額控除の対象にならないと解釈すれば、保険購入の負担が総所得の8%を超えるため保険購入義務を免除される者が生まれることになる。本件の申立人はバージニア州の州民で、所得における保険購入の負担率に従い保険購入義務が免除されるため、本法がIRSの権限を逸脱していると主張した。

たしかに「states」という文言に照らせば、これは「諸州の設定した保険市場」になりうる。しかし、ロバーツ執筆の法廷意見は、この文言を「連邦と諸州政府の設定した保険市場」と解釈した。ロバーツ法廷意見は、オバマケア法に欠陥が存在している場合、法の目的だけではなく、他の規定にも注目し、欠陥を補うような解釈が求められると考えた。この欠陥を「曖昧」と表現し、ロバーツ法廷意見は、法全体から見渡すことで曖昧性が解消されるという。そして、本件の合憲性判断には重要な判断が含まれていると説明した。⁽³⁸⁾

法の解釈にあたって文言を重視するスカリア反対意見は、2012年 *Sebelius* 判決で個人の保険購入規定を「税」と読み替えて合憲と判断したことを振り返った。そして、ロバーツ法廷意見が保険を購入すれば、どこであっても税額控除を受けられると解釈しており、これは合衆国裁判所ケア（SCOTUS care）⁽³⁹⁾だとロバーツ法廷意見を厳しく批判した。

II. トランプのオバマケア法に対する攻撃

2015年 *King* 判決は、連邦及び諸州の提供する保険市場で、個人が保険を購入することを促すことを許容した。2017年1月に *Ronald Trump*（以下、トランプ）大統領（当時）は、大統領命令 13765号⁽⁴⁰⁾に署名した。この命令は、オバマケア法を廃止する意思を明らかにしたもので、保健福祉省の長官および他の連邦行政

(38) 辻 雄一郎『シェプロン法理の考察』51頁以下。

(39) *Sebelius*, at 518. (Scalia, J., dissenting).

(40) Executive Order no. 13765, Minimizing the Economic Burden of the Patient Protection and Affordable Care Act Pending Repeal (Jan.24,2017).

機関に、個人、医療機関や政府に財政的負担を強いる可能性のあるオバマケア法を延期するよう免除、延期できる権限を与えた。

さらに、2017年10月にトランプは大統領命令 13813号⁽⁴¹⁾で、オバマケア法を空洞化するために Health Reimbursement Arrangement (以下、HRAs)に注目した。HRAsは、IRSが承認する税の優遇措置である。雇用者は被用者に非課税の資金を提供し、被用者は健康保険を含む医療サービスを購入する。雇用者は、被用者に支給した金額分について政府から償還を受けることができる。雇用者は税制上、優遇措置を受けられる資金を確保するように促される。被用者も、雇用者の負担によって、医療費の自己負担分が軽くなる。トランプは、大統領命令を通じて、このHRAsを変更するように連邦行政機関に命じた。

そして、2017年に連邦議会は、個人の保険購入義務違反のペナルティをゼロに改正し、⁽⁴²⁾トランプ大統領(当時)が署名した。いわゆるトランプケアとも呼ばれている。これによって、ペナルティは「税」と解釈することができず、改めて本規定が違憲となる可能性が生まれた。

2017年改正以前に、IRSは、個人の納税者に対して、保険購入義務を遵守して税の還付を受けるかどうかの報告を求めていた。しかし、改正後は、IRSは、この報告を求めなくなった。⁽⁴³⁾これを購入状況報告義務規定という。

1. 2012年オバマケア法でのロバーツの姿勢—なぜ2021年に再び争われたのか

なぜオバマケア法が再び2021年に合衆国裁判所で争われることになったのか。この根源は、ロバーツが2012年 Sebelius 判決で示した解釈に由来する。

ロバーツ首席裁判官は2012年 Sebelius 判決で次の3点を示していた。

(41) Executive Order no. 13815, Promoting Healthcare Choice and Competition Across the United States (Oct.17,2017).

(42) Tax Cuts and Jobs Act, Pub. L. No.115-97,§11081,131 Stat. 2054, 2092 (2017), codified at 26 U.S.C.2029,§5000A (c)(3)(A) et seq.

(43) IRS, Publication 5187, Tax Year 2019, p. 5. (Form1040 および Form1040-SR には、「通年の医療保険を購入しているか、免除されているか」の欄がなくなり、フォーム 8965 「医療保険の免除」は、共同責任支払 (shared responsibility payment、責任分担金) がゼロになるため、使用できなくなる。2012年 Sebelius 判決は、義務違反に対する共同責任支払は直接税に該当しないと判断していた。)

Available at: <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p5187.pdf>

第1に、**activity**（能動的に活動している）と **inactivity**（能動的に活動していない）を区別した。第2に、支出条項で個人の保険購入義務を合憲としながらも、「強制」の点からメディケイド拡大規定を違憲と判断した。第3に、保険購入規定の合憲性の根拠を支出課税条項に求めた。

そして、ロバーツは、個人の保険購入義務が州際通商条項に違反する可能性があるという点でスカリア、**Thomas**（以下、トーマス）、**Alito**（以下、アリトー）、ケネディと同調している。しかし、ロバーツは、**Breyer**（以下、ブレイヤー）、**Sotomayor**（以下、ソトマイヨール）、**Kagan**（以下、ケーガン）と購入義務違反に対するペナルティが課税支出条項に基づき「税」に該当するという解釈で同調した。

ここで留意すべき点は2012年 **Sebelius** 判決で、ロバーツが個人の保険購入規定を州際通商条項と「必要かつ適切（**Necessary and Proper**）」条項（個人が購入しないという事実の蓄積が保険制度全体を崩壊させる）では支持することができない⁽⁴⁴⁾と述べたことである。

Filburn 判決では、個別の農産物の生産物の蓄積に関する判例との区別については、2012年 **Sebelius** 判決のロバーツの説明では「能動的に、積極的に、活動していない」という点で区別されるという。**Filburn** 判決で、農家は小麦の生産量が割り当てられ、生産割当以上の余剰生産物を、農家は家庭内で消費しようとしていた。ロバーツの解釈では、農家が積極的に小麦の生産に従事していたからこそ、連邦議会は、割当量以上を生産しようとする行為を規制したのだという。

本件の個人の保険購入規定では、何もしていない（保険を購入していない）という不作為に対して、連邦議会在が州際通商条項に基づき、個人の活動を規制することは **Filburn** 事件を誤解しているという。ロバーツによれば、政府の主張は、保険購入義務を正当化する根拠になりえるかもしれない。しかし、これを認めれば、州際通商条項に基づき個人の行動を規制する連邦議会の権限を際限なく拡大させて

(44) *Sebelius*, at 561. 保険を購入しなかった場合の実質的な影響を規制する法律として支持されないのと同様に、保険改革の「必要かつ適切な構成要素」ということはできない。したがって、州際通商条項は保険加入規定を支持しない。この点について、スカリア、ケネディ、トーマス、アリトー反対意見が一致した。（**Just as the individual mandate cannot be sustained as a law regulating the substantial effects of the failure to purchase health insurance, neither can it be upheld as a “necessary and proper” component of the insurance reforms.**）

しまう可能性があるという。⁽⁴⁵⁾ 合衆国憲法上、ポリスパワーを有しているのは州であり、連邦議会にポリスパワーを認める解釈は認められない。

これがいわゆる「連邦法はブロッコリの購入を国民に義務付けられない」法理である。

換言すれば、個人が、人によっては自分の健康のために進んで購入する人もいるかもしれないが、概して、個人が自分の望まざる財やサービスを購入する義務（一定の負担）を負わせる場合は税金だと考えるべきであるという。

ロバーツの見立てでは、健康に良いからといってもバランスの取れたダイエット食品をすすんで購入する人もいればそうではない人もいる。そして、ダイエット食品を購入しない人（保険を購入しない人）によってヘルスケアにコストが発生している。そこで、連邦議会は、すべての人に野菜を購入させる義務（個人の保険購入義務）を課すことによって、ダイエットの問題に取り組もうとしている。

先例となる **Filburn** 判決だけでなく、**NLRB v. Jones** 判決⁽⁴⁶⁾ も、**Lopez** 判決⁽⁴⁷⁾ も積極的な活動（作為）を規制の対象にしていたが、本件の保険の購入義務は既存の能動的な活動には該当しないと説明する。

このロバーツの解釈を **Ginsburg**（以下、ギンズバーグ）一部同意、一部反対意見は疑問視した。連邦議会は経済、社会的な範囲で規制権限を有しているだから、州際通商条項に基づき規制することになら違憲性は認められないという。州際通商条項で認められる連邦議会の権限を制限しようとする試みは判例上、多くが失敗してきた。また、マリファナの自己利用のための生産を認めなかった **Gonzales**

(45) *Id.* at 521. 何もしていない（不作為）という理由だけで個人を連邦議会が規制することができる州際通商条項を解釈することは、連邦議会の権限に新たな、潜在的に広大な領域を開くことになる。連邦議会は、既に人々が行うこと（作為）を規制する権限を有している。州際通商条項に基づきオバマケア法を支持することは、人々が何をしないかを規制する権限を連邦議会に付与することになる。起草者は、何かをなすこと（作為）と何もしないこと（不作為）を区別していた。連邦議会は、州際通商を規制する権限を与えられたのであって、強制する権限は与えられていない。この違いを無視すれば、連邦政府が、制限された権限だけが認められた存在であるという原則が損なわれる。(Construing the commerce clause to permit Congress to regulate individuals precisely because they are doing nothing would open a new and potentially vast domain to congressional authority. Every day individuals do not do an infinite number of things ...)

(46) *NLRB v. Jones & Laughlin Steel Corp.*, at 37.

(47) *Lopez*, at 560.

v. **Raich** 判決⁽⁴⁸⁾を見れば、保険未購入者が市場に実質的に影響を及ぼしており、連邦議会は個人の購入を義務付けることは州際通商条項によって認められるとギンズバーグは説明する。⁽⁴⁹⁾

ロバーツは、2012年 **Sebelius** 判決でオバマケア法を支持する根拠として、保険の購入義務に違反するペナルティは「税」と同視できるという点で、キャスティングボートを握っていた。

2012年 **Sebelius** 判決は、メディケイドで従来、連邦政府が支援してきた補助金の全額を打ち切るという連邦政府の措置は事実上、強制で（**gun to the head** 頭に銃をつきつけている）⁽⁵⁰⁾、課税支出条項で支持することができず違憲であるが、残りの部分は合憲だと判断していた。

連邦議会がペナルティをゼロに改正した場合に、2012年 **Sebelius** 判決のロバーツの立場に照らして個人の保険購入規定は州際通商条項違反になるだろうか。本規定に、政府が保険購入を積極的に推奨しているのか、それとも法的な義務なのかという争点が浮上した。オバマケア法の他にも、制裁規定が存在せず、執行のメカニズムが存在しない法もある。そうした法律は推奨（**precatory**）だと評価されている。他方で、本規定の「べし（**shall**）」を強調し、法的命令と位置づけ、推奨という解釈を否定することも可能である。

2. **Texas** 判決の序章 トランプの挑戦

どのような背景でオバマケア法を無効にしようとするトランプ政権の目論見が現実的になったのだろうか。

2012年 **Sebelius** 判決、2015年 **King** 判決以降、スカリアが亡くなり、ケネディが退官し、ギンズバーグが亡くなり、トランプ大統領（当時）の **Gorsuch**（以下、ゴーサッチ）、2018年に **Kavanaugh**（以下、カバノー）、**Barrett**（以下、バレット）の任命を通じて合衆国裁判所の構成も大きく変わり、オバマケア法を支える合衆国裁判所の多数派が変わるかもしれないという希望が生まれた。

2012年 **Sebelius** 判決では、ブレイヤー、ソトマイヨール、ケーガンが課税支出

(48) *Gonzales v. Raich*, 545 U.S. 1, 19 (2005).

(49) *Sebelius*, at 581-582.

(50) *Id.* at 589. (Ginsburg, J., concurring in part, concurring in the judgment in part, and dissenting in part.)

条項と州際通商条項に照らして個人の保険購入規定を支持した。トーマスとアリトーは、2012年 *Sebelius* 判決で反対意見を執筆して、個人の保険購入規定は課税支出条項でも州際通商条項のどちらでも違憲であると主張していた。

2012年 *Sebelius* 判決でロバーツは州際通商条項では合憲性を支持しえないと述べていたため、彼が違憲に回れば、合衆国裁判所の判断が変わる可能性が生まれる。

ロバーツのこだわった解釈が、保険購入が「税」だという構成である。2017年にトランプ政権が発足し、個人の保険購入規定違反のペナルティを **Tax Cut and Jobs Act** ⁽⁵¹⁾を通じて、連邦議会はゼロに修正した。個人の保険購入義務に対するペナルティに事実上、制裁が課されないことになった。もし違反を「税」と解釈していれば、違反に対する制裁がなく税の歳入も無いということになる。2012年 *Sebelius* 判決でロバーツは、ペナルティが「税の本質的特徴を示している」⁽⁵²⁾と説明していた。これでは、オバマケア法の本質的な部分が消滅しており、違憲無効になるはずだとテキサス州他は考えた。

そこで2018年、テキサス州他がオバマケア法の無効を主張して、保健福祉省とIRSを相手取って訴訟を提起した。

2021年の合衆国裁判所が違憲だと判断すれば、社会にどのような影響を与えると予想されるだろうか。

オバマケア法は保険市場を創設し、拡大してきた。既存のオバマケア法では、病歴や既往症がある個人に対して保険会社が保険契約の締結を断ったり、高い保険料（プレミアム）を請求したりすることはできない。オバマケアが違憲であると判断された場合、保険会社が既往症を理由にして被保険者の購入を拒絶する可能性があるため、少なくとも現在オバマケアでカバーされている2000万人が保険を失う可能性がある。

(51) *Tax Cuts and Jobs Act*, Pub. L. No.115-97, §11081, 131 Stat. 2054, 2092 (2017), codified at 26 U.S.C. §5000A (c)(3)(A).

(52) *Sebelius*, at 564. (This process yields the essential feature of any tax..)

III. 2021 年 Texas 判決

2018年にテキサス連邦地裁⁽⁵³⁾の Reed O'Connor は、テキサス州のスタンディングを認め、オバマケア法が違憲無効であると判断し、本法の不可分性を支持し、一時差止を認めた。そして、第5巡回区連邦控訴裁判所の審理の途中で連邦議会下院がオバマケア法の合憲性を支持するために訴訟参加した。

第5巡回区連邦控訴裁判所⁽⁵⁴⁾は、オバマケア法全体が違憲無効になるという原審の判断を支持し、個人の保険購入規定が違憲無効であると判断したが、その根拠が2010年のオバマケア法なのかそれとも2017年の改正オバマケア法なのかを不可分性の根拠を判断するように差戻した。

2020年3月2日に合衆国裁判所は裁量上訴を認め、2020年11月に口頭審理が始まった。カリフォルニア州の司法長官 Michael Mongan や連邦下院を代表して元訟務長官の Donald Verrilli が合憲性を支持する立場に回った。他方、テキサス州の司法長官 General Kyle Hawkins と法務省の Jeffrey Wall 司法長官代理が本法の違憲を主張する立場に立った。

口頭審理ではテキサス州や個人にスタンディングが認められるか、個人の保険購入義務の合憲性、そして、オバマケア法の可分性が争われた。

1. 2021 年 Sebelius 判決の州際通商条項と課税支出条項の解釈との接合

2012年 Sebelius 判決以降、合衆国裁判所の構成が大きく変わったために、その予想が困難になった。これまで保守派とひとくくりでまとめられてきたアリトー、ゴーサッチ、カバノー、バレットがスカリアとトーマスのどちらに親和するのかに注目された。なぜなら、もともとレーンキスト・コートでスカリアとトーマスは、州際通商条項の解釈で分岐しているからである。⁽⁵⁵⁾

トーマスは、Morrison 判決⁽⁵⁶⁾で、州際通商条項の解釈を通じて際限なく連邦

(53) *Texas v. U.S.*, 340 F. Supp. 3d 579 (ND Tex. 2018).

(54) *Texas v. U.S.*, 945 F.3d 355 (2019).

(55) McGoldrick, James M., *Why Does Justice Thomas Hate the Commerce Clause?* (June 5, 2019). Loyola Law Review, New Orleans, Forthcoming, Pepperdine University Legal Studies Research Paper Forthcoming, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3399670>

(56) *Morrison*, at 627. (Thomas, J., concurring).

議会が州のポリスパワーを着服している (Congress appropriating state police powers) と考えていた。また、*Camps Newfound/Owatonna, Inc. v. Town of Harrison* 判決で、休眠州際通商 (dormant commerce clause) は合衆国憲法の文言に根拠がなく、作動しえない⁽⁵⁷⁾と述べている。連邦議会は通常は明文で、州の行為を規制しているが、そのような明文の規定が存在しない場合、州際通商を差別したり、過度な負担を課したりすることを黙示的に禁止する法理を休眠州際通商条項という。本件では、*Camps Newfound/Owatonna, Inc* がメイン州でキャンプ場を経営しており、利用者は一人あたり週 400 ドルの授業料を支払う。参加者の大半は他州の子どもたちであった。同州では、州内の慈善団体は課税免除の対象になるが、他州の住民に利益を与える団体は、一週間のサービスが週 30 ドルを超えない限り、課税額の一部が免除される。合衆国裁判所は、自州の州民を税制上、優遇してきながら、州際通商を行う場合は冷遇しており、休眠州際通商条項に違反していると判断した。

話を戻すと、トランプやテキサス州は、オバマケア法を破壊するためにロバーツに焦点を絞った。2012 年 *Sebelius* 判決でロバーツは、州際通商条項で問題になったプロックリを個人に購入する義務を負わせることは州際通商条項に違反すると考えていた。テキサス州連邦地裁と第 5 巡回区連邦控訴裁判所はペナルティがゼロになったため、州際通商条項を根拠にして個人の保険購入規定の合憲性は否定されると判断した。

しかし、改正されてペナルティがゼロになった保険購入規定が、州際通商条項に照らして違憲かは必ずしも明らかではない。保険購入規定は個人の保険購入を義務付ける法的な命令なのか、それとも個人の選択の幅を広げているだけで推奨に過ぎないのかの区別が州際通商条項と関係している。個人の選択肢を増やしているのであれば「強制」には該当しないため合憲になる可能性がある。

換言すれば、連邦議会はあえて個人の保険購入義務違反に対して制裁を課さず、強制力の低い規定に改正したのだから、これを「命令」だと解釈することは難しいともいえる。2012 年 *Sebelius* 判決に従い個人の保険購入義務を強制だとあえて解釈したとしてもなお州際通商条項に照らして合憲であるという解釈も可能かもし

(57) *Camps Newfound/Owatonna, Inc. v. Town of Harrison*, 520 U.S. 564,610 (1997). (Thomas, J., dissenting).

れない。(58)

カリフォルニア州他は、保険購入規定は法的命令ではなく、選択の幅を広げるものだと主張した。連邦議会は、2012年 **Sebelius** 判決に従い、2017年に法を改正し、保険の購入を望まない個人に保険を購入させる負担を連邦議会は軽減しようとしたと主張した。第5巡回区連邦控訴裁判所の審理においてカリフォルニア州の主張に沿って連邦議会下院は、個人の購入規定は保険購入を推奨しており、強制に該当しないと主張した。

カリフォルニア州はオバマケア法の文言と文脈に注目して、わざわざペナルティをゼロに改正したのは、保険市場を機能させるのにペナルティはもはや必要ないと連邦議会は考えていたからだと主張した。

これに対して、テキサス州他は、保険購入義務は法的命令であり、これを推奨と理解するには文言と矛盾しているという。2012年 **Sebelius** 判決に従い、せいぜい「税」だという解釈が許容できるに過ぎない。

次に、課税支出条項との関係も問題になる。

ペナルティがゼロになった場合、本規定で得られる歳入もゼロになる。歳入がゼロになった規定を課税支出条項に照らして合憲だと評価できるだろうか。第5巡回区連邦控訴裁判所は、課税支出条項では個人の保険購入規定を支持することはできないと考えた。たしかに2012年 **Sebelius** 判決で、ロバーツ、ギンズバーグ、ブレイヤー、ソトマイヨール、ケーガンが個人の保険購入規定の合憲性を支持した。しかし、ロバーツは、州際通商条項を根拠に、個人に本人の望まないものやサービスを購入させることはできないと考えていた。保険購入規定を支える課税支出条項が機能しないのであれば、州際通商条項をめぐる対立点が浮き彫りになる。保険購入のペナルティがゼロになり、誰も拘束していないし、誰にも命令してないのであれば、合衆国憲法の第1章の連邦議会の権限をなんら越えていないと主張することができる。

第5巡回区連邦控訴裁判所の **King** 反対意見⁽⁵⁹⁾は、この解釈を採用して個人の保険購入規定を合憲だと考えた。税は、その徴収を遅らせたり、止めたり、再開す

(58) バレットは口頭審理で、2012年 **Sebelius** 判決に従って州際通商条項に照らして、「命令」だと解釈しても合憲になりうるかを問うている。

(59) *Texas v. United States*, 945 F.3d 355.404 (King, Circuit Judge, dissenting). (Either way, that law does not do anything or bind anyone.)

る場合がある。これらを連邦議会は明文で規定しているのが通常であると解釈すれば、2012年 *Sebelius* 判決を通じて税金だと解釈するのは認められないということになる。

2. 可分性と先例との関係

次に、本件では、オバマケア法の可分性が問題になっている。

合衆国裁判所において近年、アリトーが法廷意見を執筆した2018年 *Murphy v. National Colligate Athletic Ass'n* 判決⁽⁶⁰⁾、ロバーツが法廷意見を執筆した2020年 *Seila Law v. Consumer Financial Protection Bureau* (以下、*Seila* 判決)⁽⁶¹⁾と、カバノーが法廷意見を執筆した2020年 *Barr v. American Association of Political Consultants* (以下、*Barr* 判決)⁽⁶²⁾が可分性(分離可能性、*severability*)の争点を扱っている。ロバーツによれば、もし連邦議会在争いのある規定を不可分であると評価していれば明文で規定していたことを裏付ける説得力のあるやむにやまれぬ証拠(*compelling evidence*)が必要だという。

これらの判決は、ロバーツとカバノーが連邦議会の認定した事実(*legislative findings*)は他の規定と可分であると考えられる可能性を示していた。連邦議会の認定した事実は、法律の個々の条文の最初、「項」の前に置かれている。連邦議会は法の起草について熟知しているのだから、連邦議会の認定した事実をあえて不可分であると評価することはできない。ただし、個人の保険購入規定は命令であり不可分であると明記していれば、合衆国裁判所は本規定を不可分だと解釈するかもしれない。しかし、オバマケア法は可分性について明言していない。

個人の保険購入規定がオバマケア法の本質であるという理解と不可分性との関係について両当事者は次のように主張を展開した。

テキサス州他は、連邦議会の法の起草をめぐる可分と不可分の区別は法の文言だけに注目して判断すべきであると主張していた。ブロッコリ規定について、もし飛行機が空を飛ぶためのエンジンであれば、これが無ければ空を飛べないというのであれば、本規定は法全体を支える不可欠な(*essential*)規定だと解釈でき

(60) *Murphy v. NCAA*, 138 S. Ct. 1461 (2018).

(61) *Seila Law LLC v. Consumer Fin. Prot. Bureau*, 140 S. Ct. 2183 (2020).

(62) *Barr v. Am. Ass'n of Political Consultants*, 140 S. Ct. 2335 (2020).

る。⁽⁶³⁾ テキサス州他は、ペナルティ規定がオバマケア法の枠組みを運用するうえで、不可欠な部分であり、ここが崩壊した以上、オバマケア法全体が違憲となり崩壊すると主張していた。そして個人の購入規定が**GICR (guaranteed issue and community rating)**規定と複雑に絡み合っており、分離することはできないと主張している。**GICR**とは、年齢、喫煙歴によって異なる保険料を設定することは認められるが、健康状態に応じて保険料の価格を設定することを禁止している。これは保険会社に標準的な保険を被保険者に提供させ、既往症を有している個人や低所得者の保険料を低額化させる狙いがある。換言すれば、病気になった個人でも保険を購入することが可能になり、保険の適用範囲を拡大して、維持する狙いがある。

テキサス州他の主張に対して、カリフォルニア州他は、連邦議会が特定の争点について沈黙している場合にこそ、法文言を分けて考えて合憲性を維持するという可分性の法理が働くはずであると主張する。2017年のオバマケア法の改正はごく一部に過ぎず、ペナルティ規定を「廃止」しているわけではない。連邦議会の制定した法律であるからこそ、合衆国裁判所は、法律の文言の可分性を推定し、問題のある規定を切り分けて検討することができるし、そうすることが要請される。連邦議会が法を改正したという事実は、連邦議会が合衆国裁判所にオバマケア法の全てを違憲だと判断することを期待していないことを示している。さらに、事情が変化したら、経験に照らして各政策の優先順位を変更できるのは連邦議会だけである。2010年にオバマケアを実施した時点では、個人の保険購入規定はオバマケアの本質だったけれども、その後2017年に**Congressional Budget Office**（連邦議会予算局、以下、CBO）の評価を経て、ペナルティがゼロになっても機能すると評価することも可能である。

オバマケア法の可分性の争点は、**Barr**判決のカバノーと**Seila**判決のロバーツが示した考え方が関係している。カバノーは、法律はまず可分性の推定が働き、違憲と合憲の部分を区別することができるのが原則であり、オバマケア法が不可分ゆえに違憲だという主張は認められないと考え、ロバーツも、オバマケア法を改正するのは司法府ではなく立法府の使命であると考えている可能性があった。もっともロバーツは口頭審理での意見が必ずしも法廷意見で表面化しない可能性も十分に考えられた。

(63) この分析は口頭審理におけるアリトーの質疑である。

州際通商条項に照らして違憲であるという判断が可分性の争点と結びついている。しかし、この争点にふれる前に、合衆国裁判所は州のスタンディングを最初から否定するという事も考えられた。もし法を遵守しない場合の制裁がゼロであれば、損害の発生を認定できず、州のスタンディングは認められない。

3. テキサス州と個人にスタンディングが認められるのか

合衆国憲法第 3 章の事件争訟性 (case and controversy) は紛争の存在を審理の前提にしている。Lujan v. Defenders of Wildlife 判決⁽⁶⁴⁾によれば、原告が政府の行為や法律によって現実の損害が発生しており、裁判所の判断によって救済可能でなければならず、合衆国憲法第 3 章はスタンディングを要求している。本件ではテキサス州と 2 人の個人が争った。

2 名の個人の申立人はペナルティがゼロであれば、5000A (a) 条は違憲であると主張した。彼らは、本規定が州際通商や課税条項によって正当化することができないという。本規定は他の規定と不可分であり、本規定が違憲であれば全体が違憲となると申立てた。

州もまたスタンディングを主張した。テキサス州は、オバマケア法を執行するという行政上の負担が、州にスタンディングを認める根拠になると主張した。

州が個人に対して熱心に保険購入を推奨する (勧めて懇願する *precatory, exhortation*) だけならば、損害が発生しているわけでもないのでそもそも訴訟を提起できないとも考えられる。2017 年の改正ペナルティ規定ではもはや制裁が執行しえないと考えれば、スタンディングを認める損害を認定することはできないともいえる。

他方で、連邦議会が現在、ゼロの制裁を改正して税率を上げるかもしれない。また、本規定の「べし (*shall*)」の規定に注目すれば、保険購入規定を拘束力のある命令だと解釈することも可能かもしれない。

テキサス地裁は、個人の保険購入規定の合憲性の争いについて、テキサス州他のスタンディングを認め、不可分性を支持して、一時差止を認めたが、州のスタンディングについては扱わなかった。第 5 巡回区連邦控訴裁判所⁽⁶⁵⁾は、州のスタン

(64) *Lujan v. Defenders of Wildlife*, 504 U.S. 555, 560-561 (1992).

(65) *Texas v. United States*, 945 F.3d 355 (2019).

ディングを認め、不可分性ゆえにオバマケア法全体が違憲無効になると判断した。

本訴訟について裁量上訴が認められ、口頭審理が始まった。口頭弁論の議論は、我が国の検討に有益かもしれないいくつかの争点が存在している。⁽⁶⁶⁾

カリフォルニア州のスタンディングについて、ロバーツは、市民に芝刈りの義務が課せられ、義務違反に対する罰金がゼロの場合について質問した。トーマスは、マスク着用義務を市民に課し、義務違反に対する制裁が存在しない規定を法廷で争うことができるかを問うている。また、バレットは、マスク着用義務違反を政府が追跡する (*traceability*) 必要があるかを問うた。カバノーは、市民が自邸を旗を振る義務を課す法律を争うことができるかを問うた。ゴーサッチは、課税支出権限を用いて個人の保険購入義務を執行することができるかを問うた。また、単なる差しを越えて、どのような救済を裁判所が提供することができるのかを質問した。

それぞれの申立人は、口頭審理で合衆国裁判所の裁判官の質問に対してどのように応答しただろうか。カリフォルニア州や連邦議会下院は、次のようにテキサス州と個人のスタンディングを否定する主張を展開した。

カリフォルニア州は、個人の保険購入規定が法的命令 (*legal command*) を課しているわけではないと説明した。現実に法執行の恐れが存在しないのだから、本規定を争うテキサス州他のスタンディングは認められないという。個人の保険購入義務が原因で、州の健康プログラムの購入者が増加しているという因果関係の立証義務をテキサス州他は負っているが、その立証に失敗しているという。また、執行前の申立を裁判所が判断する途を開くことについて裁判所は慎重であるべきだと述べた。

連邦議会が本法を改正する前に **IRS** は、個人の納税者に対して連邦所得税の申告書で最低限、必要な保険を購入しているか、または免除を申請できるかを報告することを義務付けて **5000A (b)** 条を実施していた。

この購入状況報告義務規定を根拠にしたスタンディングも認められないとカリフォルニア州他は主張した。なぜなら報告義務規定と個人の保険購入規定は独立した別個の規定であり、不可分性を採用しない限りはスタンディングは認められないはずだという。

(66) Congressional Research Service, *California v. Texas: The Fate of the Affordable Care Act* (October 2020).

これに対して、テキサス州はどのように自分たちのスタンディングを認める主張を展開しただろうか。バレットは、個人の保険購入規定が原因で政府に損害が発生しているという因果関係について質問した。バレットに対して、テキサス州は、行政機関を相手に訴訟を提起するのが最善の道であると回答した。テキサス州は、いくつかの根拠を示したが、口頭審理で各裁判官は2つの争点に注目した。第1に、メディケイドや州の健康計画 (state health plan) で購入者が増加していること、そして、第2に、オバマケアにもとづく購入状況報告義務によって生じる行政上のコストである。テキサス州によれば、少なくとも一人がメディケイドを購入する実質的な可能性 (substantial likelihood) が存在さえすれば、**Department of Commerce v. New York** (以下、**Department of Commerce v. New York** 判決いわゆる国勢調査判決)⁽⁶⁷⁾ に従い、州は立証責任を果たしているという。

購入状況報告義務規定について、テキサス州は、本規定が他の規定から別個独立した規定であることを認めながらも、裁判所が違憲判断を示すことで、個人の保険購入規定の執行にかかる行政上の負担を速やかに解消することができると主張した。

ここでは、スタンディングの認定の段階で、法の可分性を司法府が審理できるのかという争点が存在している。この争点を極めて斬新なものと評価して、従来のスタンディングの法理の穴をつくものであれば、先例との整合性が問題にならざるを得ない。法律のひとつの規定と全体が不可分であるとした場合、当該規定の合憲性が否定された場合、全てを崩壊させる根拠が問われなければならない。

また、何ら損害を発生させていない規定の違憲性を認めてしまえば、司法府は事件争訟性に関わりなく助言的な判断 (advisory opinion) を示していることになり、合衆国憲法第3章に違反することになる。

4. 合憲限定解釈と可分性という争点—スカリアの遺産か亡霊か

2012年 **Sebelius** 判決では、もし司法府は法律の文言の合憲性に疑いを抱けば、法律の違憲判断を避けるために、合憲になるという解釈を探すといういわゆる合憲

(67) *Department of Commerce v. New York*, 139 S.Ct.2551 (2019). (合衆国憲法第1章2条3項は、国勢調査についての連邦議会の権限に照らして、商務長官が国勢調査の質問で市民権について質問することを禁止していない。市民権に関する質問を復活すると回答率が低下するという商務長官の決定は合理的である。)

限定解釈と法文言の忠実な解釈を重視するテクスチャリストの解釈が問題になった。2012年 *Sebelius* 判決はペナルティが「税」だと解釈した。この解釈は、法律の文言の辞書的な意味を重視するテクスチャリストからみれば不自然に映ることになる。*Sebelius* 判決でスカリア、ケネディ、トーマス、アリトーは個人保険購入規定がオバマケア法の他の規定と絡み合っており不可分であり、全体として違憲となるはずだと主張していた。

Sebelius 判決スカリア反対意見⁽⁶⁸⁾ からみれば、*Filburn* 判決⁽⁶⁹⁾ は州際通商条項で連邦議会に認められる権限の極致 (*ne plus ultra*) だという。さらにそれを超えて小麦を育てないこと（これは経済活動にも該当しない）が、通商に影響を与え、連邦政府が規制できると述べることは、単なる呼吸 (*mere breathing*) ですら連邦政府の規制の根拠 (*prescription*) とすることになり、事実上、個人の行動のすべてを連邦政府が規制することになると断じている。スカリアによれば、*Perez v. U.S.* 判決（以下、*Perez* 判決）⁽⁷⁰⁾ も高利貸しの規制を州際通商条項を根拠にして合憲性を支持していた。

小麦を生産しないことやローンを支払わないことが州際通商に影響を及ぼすといった解釈は、連邦議会の権限を無制限に認めることになり、スカリアの立場では決して認められるものではない。

Sebelius 判決スカリア反対意見の抵抗を予想して、ロバーツは、州際通商条項を用いた際に生じるテクスチャリストの懸念、そして、文言を広く解釈してきた先例を破棄する覚悟を回避しようとしたのかもしれない。

(68) *Sebelius*, at 648 (Scalia, J., dissenting).

(69) *Id.* 小麦を育てないことは経済的活動でも何でも無い。にもかかわらず、州際通商に影響を与え、連邦政府が規制できると述べることは、単なる息抜き（呼吸）を連邦政府の規定とすることになり、人間のすべての活動に連邦政府の規制権限が及ぶことになる (*To go beyond that, and to say the failure to grow wheat (which is not an economic activity, or any activity at all) nonetheless affects commerce and therefore can be federally regulated, is to make mere breathing in and out the basis for federal prescription and to extend federal power to virtually all human activity.*)

(70) *Perez v. U.S.*, 402 U. S. 146 (1971). (連邦議会が消費者信用保護法 *Consumer Credit Protection Act* を制定して、高利貸 (*loan shark*) を規制した。恐喝という手段を用いてローンを回収する行為で有罪判決を受けた者が、連邦議会には高利貸という地域的な活動を規制する権限が認められず、州際通商条項に違反すると主張した。合衆国裁判所は、債権の回収のために恐喝的な手段を用いる高利貸の多くが組織犯罪に関与しているという事実は、州際通商に対して実質的な影響を及ぼしていると判断した。)

テクスチャリストの主張の中に「ネズミの穴に象を隠さない」という法理⁽⁷¹⁾がある。これは、主要な政策を連邦議会の明文なく示すことはできないという法理である。テクスチャリストが法律の文言を重視して、問題となる規定が不可分であることを強調すれば、法律全体を違憲無効だと司法府が判断することは、かえってネズミの穴に象を隠しているというジレンマを抱えることがある。

合衆国憲法上、司法府が紛争の存在を前提としていることを強調すれば、法廷で争われている規定を超えて法律の全体を違憲無効だと判断することは差し控えなければならない。裁判所は法の合憲性が推定されることを前提に、法の可分性をまず検討する。**Barr** 判決カバノー法廷意見は法律には強い合憲性の推定が働いていると述べている。⁽⁷²⁾ **Seila** 判決ロバーツ法廷意見は、問題の解決に必要な限度で違憲審査権を行使し、問題となっている規定だけをメスを用いて切り出し、他の規定には手を触れないと説明した。問題となっている規定の合憲性が法律全体を左右するものと連邦議会が考えていたと法廷で主張するには、説得力のあるやむにやまれぬ証拠が必要である。⁽⁷³⁾

連邦議会がペナルティをゼロにする以外に何ら手を加えなかったのであれば、テクスチャリストの立場からみれば、何かしらの法理を追加しない限り、残りの規定は合憲として推定される。なぜなら連邦議会の認定した事実が、問題となっている条文の最初に置かれていた場合は、その認定した事実は、本規定の以下の項や号を規律するのであって、他の規定を左右することはないからである。

テクスチャリストとしてスカリアであればどのように考えただろうか。本件の分析に、故スカリアに触れることは有益である。なぜならゴースッチ、カバノー、アリトー、バレットはスカリアの解釈手法を継ぐと評価されているからである。しかし、彼らの中でも解釈手法に幅が存在しており、同じテクスチャリストの中でもトーマスの解釈手法に近づくか、スカリアのそれに近づく程度で差異が存在している。

スカリアは、2001年 **Whitman v. Am. Trucking Ass'ns** (以下、ATA 判決) 判決で、法律の規定は、全体に照らして文脈から判断すると主張した。問題となって

(71) *Whitman v. Am. Trucking Ass'ns*, 531 U.S. 457, 468 (2001).

(72) *Barr*, at 2350. (Kavanaugh, J.).

(73) *Seila*, at 2209, 2210. (Roberts, C.J.).

いる規定以外の他の規定に注目して、どのように問題となっている規定を連邦議会は示したのかを解釈する。ATA判決は、大気清浄法に基づく行政規則で行政機関が費用便益を分析することを否定した。問題となっている法律（大気清浄法）に費用の負担を分析する点について明文の規定が置かれていないのであれば、行政機関は費用負担を分析できないとスカリアは考えた。

スカリアと同様に **John Manning** (ジョン・マニング) は、テクスチャリストは必ず文脈 (context) と条文の配置に注目すると主張している。文脈は、法に特有の慣例と言語上の慣習 (specialized conventions and linguistic practices to peculiar to the law) を含んでいるという。⁽⁷⁴⁾ 故スカリアに限らず、アリトー⁽⁷⁵⁾、トーマス⁽⁷⁶⁾ もまた条文の配置に注目して法文言を解釈している。

条文の配置と背景に注目するテクスチャリストは、条文の配置にこだわらざるをえない。ここにテクスチャリストの解釈手法の限界が存在している。現実には法律の文言の順序や配置は、議会で制定された後に、連邦議会が文言の配置を指定することもある。また、連邦議会の **Office of Law Revision Counsel (OLRC)** が政治的な影響とは全く関係ないまま事務的に条文の配置を整理することもある。⁽⁷⁷⁾ 議会の認定した事実が条文の下位 (サブセクション) にわざわざ配置されているならば、その下位にだけ趣旨が及ぶと連邦議会が意図したとも考えられる。

そして、連邦議会の起草マニュアルでは、連邦議会の認定した事実は法として機能しない (inoperative) であるが、それでも法の一部であると説明されている。⁽⁷⁸⁾ 連邦議会の認定した事実には、法の趣旨や政策についての連邦議会の見解が示されているといえよう。オバマケアでは連邦議会の認定した事実は、章の初めに配置されておらず、それぞれの条項に配置されている。

(74) John F. Manning, *What Divides Textualists from Purposivists?*, 106 COLUM. L. REV. 70, 81 (2006).

(75) *Kellogg Brown & Root Servs., Inc. v. United States ex rel. Carter*, 135 S. Ct. 1970, 1976-77 (2015).

(76) *Florida Department of Revenue v. Piccadilly Cafeterias, Inc.* 554 U.S. 33, 47 (2008).

(77) Jesse M. Cross & Abbe R. Gluck, *The Congressional Bureaucracy*, 168 U. Pa. L. Rev. 1541 (2020).

(78) OFFICE OF THE LEGISLATIVE COUNSEL, U.S. HOUSE OF REPRESENTATIVES, HOUSE LEGISLATIVE COUNSEL'S MANUAL ON DRAFTING STYLE 28,n.3 (1995); OFFICE OF THE LEGISLATIVE COUNSEL, U.S. SENATE, LEGISLATIVE DRAFTING MANUAL 19 (1997).

そして、*Bostock v. Clayton Cty* 判決⁽⁷⁹⁾でカバノーは、連邦議会の苦心の作 (*careful handiwork*) を合衆国裁判所がむやみに違憲だと判断することは差し控えなければならないと述べていた。

トーマスは、*Little Sisters of the Poor Saints Peter & Paul Home v. Pennsylvania* 判決 (以下、*Little Sisters of the Poor Saints Peter* 判決) でスカリアを引用して、合衆国裁判所は法典に存在しない規定を、解釈を通じて追記すべきではないと述べていた。⁽⁸⁰⁾ また、ゴーサッチもまた、連邦議会はすべての条文で文言を規定するのであるから、他の文言を規定していない場合は、その他の文言はあえて採用しなかったのだと理解しなければならないという。⁽⁸¹⁾

(79) *Bostock v. Clayton Cty.*, 140 S. Ct. 1731, 1829 (2020) (Kavanaugh, J., dissenting). (ジョージア州のクレイトンカウンティで子どもの福祉のために 2003 年から *Bostock* が働いていた。彼は 2013 年に、同性愛者の参加するソフトボールゲームに参加するようになった。そのため、彼はカウンティの職員としてふさわしくない (*unbecoming*) と批判されるようになり、解雇された。他の同様の事例とともに合衆国裁判所が判断した事例である。同性愛者であることを理由に解雇することは 1964 年公民権法第 7 章に違反すると判断した。)

(80) *Little Sisters of the Poor Saints Peter & Paul Home v. Pennsylvania*, 140 S. Ct. 2367, 2381 (2020). (オバマケア法のひとつである *The Women's Health Amendment to the Affordable Care Act (ACA)* は、マンモグラフィー、子宮ガン検査、避妊といった予防的な医療サービスも女性の被用者の健康保険に含めることを雇用者に義務付けている。保健福祉省、労働省はじめ財務省は、雇用主が女性の被用者に避妊具を提供する規則とその例外 (適用除外) を制定する権限を有している。トランプ政権は義務の免除を拡大した。宗教上の理由で避妊に反対する非営利の宗教団体 (雇用者) は適用除外を申立てることができる。合衆国裁判所は本規則を支持し、避妊具を範囲に含めることは宗教の自由法に違反すると判断した。)

(81) *Azar v. Allina Health Servs.*, 139 S. Ct. 1804 (2019). (保健福祉省が 65 歳以上の市民に提供するオバマケア法のメディケアの 2 つが問題になった。パート A に加入している患者の場合、保健福祉省が病院に直接、患者の負担分を支払う。パート C の患者は民間の保険に加入しており、政府から補助金を受け取る。パート A の患者は一般的に、パート C の患者よりも所得が低い傾向がある。パート A の患者の負担を支払う場合、*fiscal intermediaries* と保健福祉省が契約する。オバマケア法では、低所得者層の患者が多い病院の支払いを増やすために診療報酬の調整が認められている。この調整率は、パート A の給付を受ける権利を有する患者の一日当たりの診療費 (*patient days*) に基づき計算される。2012 年保健福祉省は、この文言をパート C の給付を受ける患者の一日あたりの診療費も含むと解釈した。パート C も調整する場合、償還率が低下することになる。合衆国裁判所は、保健福祉省が規則の改正にあたって告知コメントの手続きを踏んでいないと判断した。)

IV. 2021 年合衆国裁判所は州際通商に踏み込まず

ブレイヤー執筆の法廷意見⁽⁸²⁾は、オバマケア法 5000A (a) 条を争うテキサス州他のスタンディングを否定し、オバマケア法の合憲性について判断しなかった。ブレイヤー執筆の法廷意見に、ロバーツ、トーマス、ソトマイヨール、ケーガン、カバノー、バレットが同調した。トーマスは同意意見を執筆した。アリの反対意見にゴーサッチが同調した。

法廷意見は、個人もテキサス州のどちらも将来、特定の条文に起因する将来、過去の損害を立証することができなかつたと判断した。合衆国憲法第 3 章によりスタンディングが認められるには、被告の違法な行為に損害が起因しており、その損害に対する救済が申立を通じて与えられることが必要となる。合衆国裁判所は次の流れで州と個人のスタンディングを否定した。

1. 個人のスタンディングは認められない

2 人の申立人は、5000A (a) 条の要求する最低限の適用範囲を実施するために過去と将来の保険の支払いを義務付けており、個人の損害として特定されると主張していた。

法廷意見によれば、かりに支払いに必要な資力が第 3 章のスタンディングを満足すると仮定しても⁽⁸³⁾、申立人が主張する違法な行為に起因するとはいえない。⁽⁸⁴⁾ 遵守しないことによるペナルティが存在しなければ、5000A (a) 条を執行することはできない。申立人は、IRS や保健福祉省といった政府のいかなる行為により、本規定に起因した損害が発生していることの立証に失敗している。

さらに、法執行を通じて現実の、あるいは、執行によって脅かされる損害が発生すれば、スタンディングが認められる場合がある。⁽⁸⁵⁾ そのためには将来の法執行

(82) *Id.* at 2116.

(83) *Whitmore v. Arkansas*, 495 U.S. 149, 155 (1990).

(84) *Allen v. Wright*, 468 U.S. 737, 751.

(85) *Babbitt v. Farm Workers*, 442 U.S. 289, 298. (アリゾナ州法の農業労働に関する法律の中で、農場の労働に関する規定のうち従業員の交渉の代表者を選出するための手続規定、農産物の消費者を対象にした組合の広報活動の制限、同法違反に対する刑事罰の規定、雇用者が組合に雇用者の従業員との意思疎通を可能にするための資料、情報、時間、施設を提供する義務を免除する規定、労働争議の仲裁規定を違憲と下級裁は判断した。合衆国裁判所は、交渉の代表者を選出するための手続規定、広報活動、刑事罰だけが合衆

の可能性が実質的に存在していることが立証されなければならない。⁽⁸⁶⁾ 2人の個人は、将来の保険支払という負担が損害に該当すると主張している。そして、Lujan判決では、原告が政府の行為の標的 (object) に該当すれば、その政府の行為が個人に対して損害を引き起こし、その行為を是正するという判決を求めることができると述べている。

しかし、5000A (a) 条の文言は、個人に保険を購入するよう求めているが、違反者に対して IRS は執行する術がない。⁽⁸⁷⁾ 執行しえない文言の存在だけではスタンディングを満足することはできない。裁判所の判断によって損害が救済可能であるかは、司法の与える救済と損害との関係に左右されている。⁽⁸⁸⁾ Lujan判決⁽⁸⁹⁾と異なり、将来の保険支払という負担をもって、違法な政府の行為に損害が公正に起因するとはいえない。

申立人は、本法の差止と宣言的判決を求めている。しかし、争っているのは本法の規定のうちの一つでしかない。本規定に対する唯一の救済は、裁判所が本規定を違憲無効と宣言することである。裁判所が違憲無効を宣言するには、まず合衆国憲法第3章の要件を満たさなければならない。紛争が現実的で実質的であり、最終的な判決を通じて、特定の救済を認めることで、仮定的な事実に関する判断と区別することができる。合衆国第3章は、個人の損害の救済を特定することを要請して

国憲法の定める事件争訟に該当し、司法審査の対象になると判断した。刑事制裁を規定している法律の司法審査にあたって、原告は現実に逮捕されたり、起訴されたりする必要はない。原告は、憲法上の権利が法律によって禁止されているため、起訴されるという差し迫った現実の危険性があることを主張しなければならない。抽象的な問題と合衆国憲法の事件争訟の区別は程度の問題である。)

Virginia v. American Booksellers Assn., Inc., 484 U.S.383, 392 (1988). (インディアナ州のインディアナポリスで制定された条例はポルノグラフィの故意の商業的な頒布行為を刑事犯罪と規定した。本規定の合憲性を書店が争った。合衆国裁判所は、原告である書店が問題となる規定が自分たちに適用される恐れを主張すれば足り、本法の危険性は自主検閲によるものであって、実際に書店が起訴される必要はないと判断した。)

(86) *Susan Anthony List v. Driehaus*, 573 U.S. 149, 164 (2014). (オハイオ州法は、政治運動における虚偽の発言を禁止した。妊娠中絶に反対し、オバマケア法を批判する Susan B Anthony という団体が本法の執行前に本規定の合憲性を争った。合衆国裁判所は、将来の法執行の恐れが実質的であれば足り、実際に訴追される必要はないと判断した。)

(87) 5000A (g) 条が IRS に認めるのは、ペナルティの支払いを怠った場合の法執行であるが、最低支払適用範囲の違反については規定していない。

(88) *Allen*, at 753.

(89) *Lujan*, at 560,561-562.

いる。

しかし、本件では、申立人に損害が発生していない。執行し得ない規定に、執行の一時差止を求めることなどできない。申立人に対して執行することができない文言に対する争いで、申立人にスタンディングが認めてしまえば、第3章の救済の可能性が存在しないにもかかわらず、司法府が助言的な意見を示すことが可能であることを認めることになる。⁽⁹⁰⁾ 選挙で選出されていない裁判官が、選挙で選出された者で構成される部門の判断を監督する一般的な権限を認めることになってしまう。⁽⁹¹⁾

2. 州のスタンディングも認められない

テキサス州もスタンディングの立証に失敗している。政府の違法な行為によって損害が発生している点を立証できていない。⁽⁹²⁾ 州は、直接、間接の損害を主張している。州は、その保険プログラムの運用によって費用が増加する点に間接的な損害が存在すると主張している。州民が保険を購入すれば、行政の負担も増加するという。

しかし、州は、5000A (a) 条の現実のあるいは可能性のある執行によって損害が発生する点を立証できていない。個人の保険購入規定にペナルティが存在しなければ、これらの保険プログラムを個人が購入することで生じる損害も州は立

(90) *Carney v. Adams*, 141 S.Ct. 493,498 (2020).

Los Angeles v. Lyons, 461 U.S. 95, 129 (1983). (車中にいた申立人は、銃を携帯しているロスアンゼルス市警察官によって車外にでるように命じられ、首を閉められ、意識を失った。この行為に対する損害賠償と首を締めるという警察の方針の一時差止を求めた。合衆国裁判所は、将来の一時差止を求めるスタンディングを認めなかったが、損害賠償のスタンディングを認めた。申立人は、将来、再び警察官に呼び止められて、正当な理由もなく首を締められるという現実的かつ差し迫った脅威が示されており、申立人の主張する将来の損害は憶測に過ぎない。)

(91) *U.S. Richardson*, 418 U.S. 166, 188 (1974).

(92) *DaimlerChrysler Corp. Cuno*, 547 U.S. 332, 342. (ダイムラー社は、市と契約を締結して、市が工場の固定資産税を免除する見返りに、地元の組み立て工場を拡張することに同意した。ダイムラー社は、新しい製造設備の設置と購入を決定した。市の納税者は、ダイムラー社に対する優遇措置で税収が減ったために損害を被ったと主張した。合衆国裁判所は、市民は州の支出行為を争うために合衆国憲法第3章のスタンディングを有しないと判断した。長期的に税収を増やすことを目的にしたダイムラー社に対する優遇措置によって州の税収が減ったことを納税者である申立人は立証することができなかった。)

証することができない。第三者のスタンディングを州が主張（本件では、個人がメディケイドに購入するという判断によって第三者である州が損害を被る）するには、第三者が予想しうる方法で行動することを立証しなければならない。⁽⁹³⁾ メディケイドは、妊娠している女性や子ども向けのプログラムに加え、緊急時、ホスピスや COVID-19 の検査などが他の個人の保険の利用と同様に利用されている。ペナルティがあればともかく、存在しないのだから個人が保険を購入することで損害が生じていると認定することはできない。

本件では、執行しえない本規定が州民の保険購入の原因となっていることを示す論理的な関連性や証拠は認められない。本訴訟では 21 の証拠が提出されたが、そのうちの 4 つが、本規定によって州の行政上の負担が増加することを示しているにすぎない。そして、これらの 4 つの規定は、本法のペナルティがゼロに改正する以前から存在していたものである。

州は、2017 年の CBO 報告書の一部を持ち出した。本報告書は、連邦議会が本規定を廃止するか、ペナルティをゼロにするかを検討したものである。州は、本報告書の一節を抜き取って、自ら進んで法を遵守するという気持ちから、保険を購入する人は少ないだろうと主張した。そして、そうした個人が存在すれば、メディケイドの執行の負担が増加するので、スタンディングを認めるのに十分だと主張した。しかし、州は、個人の保険購入の行動の動機について十分に説明したとはいえない。本報告書をもって、ペナルティが存在しない規定とメディケイドと Children's Health Insurance Program (CHIP)⁽⁹⁴⁾ の新規購入者との間の関連性を認めることはできない。

さらに州は、直接的な損害として、5000A (a) 条に起因する行政上の負担を主張している。本規定によって、購入者に対する州の健康計画についての情報提供、IRS に対する関連情報の提供にかかる費用が生じると主張している。

しかし、本規定とは無関係に、本法の他の規定は存在し、執行できる。換言すれば、5000A (a) 条が違憲だと判断してもなお本規定以外の他規定が違憲となるとは限らない。本規定と他の規定は独立して存在している。そのため、5000A (a) 条が

(93) *Department of Commerce v. New York*.

(94) メディケイドの受給資格を得るには所得が多すぎるが、民間の保険を購入するには十分な家庭の子どもたちを対象に低額の医療保険を提供するプログラムをいう。

違法な規定であり、損害が公正に起因するとは結論づけることはできない。

また、本規定の執行のために、必要な人員を雇用する負担が発生すると州は主張している。本法がメディケイドの適用資格を拡大することで、メディケイドの支出が増加するという。しかし、この主張についても、本規定がなくても他の規定が存在しうのだから説得性を欠く。

州は、本規定だけを抜き出して争っており、他の規定の合憲性を争ってはいない。

法廷意見は、スタンディングに関する判断について原審の第5巡回区連邦控訴裁判所に差戻した。

3. トーマス同意意見とアリトー反対意見

トーマスはアリトー反対意見を称賛し、本法の核心が個人の保険購入義務であると考えながらも、法廷意見に同調している。

トーマスの立場でも、本件で本法を違憲だと主張する申立人は違法な行為によって損害が発生したことの立証に失敗している。本件では、申立人が選んだ主張を当法廷が判断するに過ぎず、本法の合憲性を救済するというものではない。

2012年 **Sebelius** 判決では、合衆国憲法に列挙された連邦議会の権限には、個人の保険購入義務を認める権限がないにも関わらず、法廷意見は、財政上のペナルティとして、本規定を支持した。

本法の可分性について、テキサス州や個人は、保険購入規定の他の2つの規定に注目した。保険会社が既往症の記録にもとづき保険購入契約を断ることを禁止する規定と、同様の理由で、保険料の価格を値上げすることを禁止する規定である。⁽⁹⁵⁾ この2つの規定を執行するにあたり、購入規定がなければ、保険購入の利用可能性が制限され、低下すると連邦議会は認定していた。2012年 **Sebelius** 判決は、保険購入規定がなければ、本法全体が崩壊すると認めた。

そして、2015年 **King** 判決は、本法の文言の不正確性に対して、**States** を諸州あるいは連邦政府 (**States or Federal Government**) と読み替えて再定義した。法廷意見は、この2つの規定が、購入規定がなければ存在し得ないと述べていた。

しかし、連邦議会がペナルティをゼロにし、本規定が可分であると政府が考えるように至った。この時間の経過によって、本規定は本法の核心ではなく、独立して

(95) 42 U.S.C. § 300gg-1, 3, 4 (a), (a)(1), 4 (b). (健康状態に応じた差別の禁止)

存在する規定に位置づけられた。

このように法廷意見を概括した上で、トーマスは、裁判所の救済に値する原告の主張についてアリトーに同調する。合衆国憲法第3章は、「違法な」行為に起因する損害の立証を求めている。2人の個人は、この立証に失敗している。違法な法律の単なる存在だけで個人に何らかの義務を課していると認定することはできない。テキサス州も同様である。同州は本法の特定の規定の欠陥を主張しているが、違法行為と損害の関連性を立証していない。

トーマスの見立てでは、アリトー反対意見も同様の立場に立っている。アリトーは、州が不可分性という点からスタンディングを立証できると考えている。第1に、個人の保険購入義務が違憲であると州は主張し、第2に、本法の他の規定による負担は、本規定と不可分であるという。法執行が違法であると判断されたら、これらの規定を州は執行することはできない。この主張が成功するには、損害と違法行為との間の結びつきが必要とされる。

しかし、トーマスは、次の理由から不可分性を通じたスタンディングの主張を分析する必要はないと結論づけた。

第1に、本件では申立人や原審は、このように主張していない。法廷に現れない主張を審理しない。第2に、州は、口頭審理でこの主張を取り上げなかったし、質問に対して明確に回答することもできなかった。第3に、法廷意見は、不可分性を通じたスタンディングを詳細に扱わなかった。第4に、法廷意見は、不可分性が救済それとも本案審理の問題かについての説明に矛盾が存在している。当事者が不可分性を救済として求める場合、裁判所は当該救済を認める権限を有しない。⁽⁹⁶⁾不可分性を通じたスタンディングが、法の解釈において本案審理の問題として取り扱う限りにおいて、妥当である。しかし、テキサス州や個人は、この主張を示すことができなかった。

4. 法の可分性とスタンディングをめぐるアリトー反対意見

アリトーの反対意見にゴーサッチが同調した。アリトーは、2012、2015、2021年の判決を三部作として位置づけた。彼の反対意見は、本稿の分析に必要な視点を提供している。

(96) *Murphy v. National Collegiate Athletic Assn.*, 584 U.S. (2018).

彼によれば、2012年 **Sebelius** 判決は個人保険購入規定がオバマケアの本質であると説明していた。政府は州際通商条項で合憲性が支持されると主張していたが、合衆国裁判所は課税支出権限を用いて支持した。2015年 **King** 判決もまたオバマケアを救済した。合衆国裁判所は連邦の保険市場と読むことはできないはずの規定を「諸州あるいは連邦政府」と読み替えた。その後、連邦議会は個人保険購入規定を遵守しない者に対するペナルティをゼロにした。

本件で法廷意見は、財政上の負担を抱えるという 18 州の主張を退けた。

しかし、次の事案では州にスタンディングを合衆国裁判所は認めてきたはずである。

Department of Commerce v. New York 判決では、市民が回答する国勢調査で市民権を質問項目に含める点について州のスタンディングを認めていた。⁽⁹⁷⁾ 市民権の質問が存在するために国勢調査の回答義務に違反する住民が生まれることになり、諸州の人口が減少し、下院の議席配分も減少するという。議席配分が減れば、連邦の資金の配分も減少するという。

Little Sisters of the Poor Saints Peter 判決⁽⁹⁸⁾では、避妊といった予防的な医療サービスを女性被用者の健康保険に含めるという雇用の義務を **Little Sisters of Poor** といった宗教団体に適用することを除外することを争う資格をペンシルバニア州とニューヨーク州に認めていた。その根拠は避妊具を購入する余裕のない女性従業員に、避妊具を提供し、また望まざる妊娠をした場合の費用を州が負担するためであった。

2007年の **Massachusetts v. EPA** 判決⁽⁹⁹⁾は、EPAの規則制定権限の不行使を争う資格をマサチューセッツ州に認めていた。

本件でもテキサス州のスタンディングが認められるはずである。ペナルティがゼロになり、個人保険購入規定が課税支出権限で支持し得ない以上、違憲となるはずである。個人の保険購入が関連する程度において州は負担を被っている。

アリトーによれば、保険購入規定こそがオバマケアの核心であり、この規定は他の規定と密接に関連している。**GICR** 規定は、個人保険購入なくして機能しない

(97) *Department of Commerce v. New York*, at 2565.

(98) *Little Sisters of the Poor Saints Peter and Paul Home v. Pennsylvania*, 140 S. Ct. 2367 (2020).

(99) *Massachusetts v. EPA*, 549 U.S.497, 521-526 (2007).

と連邦議会は判断していた。⁽¹⁰⁰⁾他の規定⁽¹⁰¹⁾をみれば、一定の雇用者は、従業員の扶養家族が26歳になるまで最低限必要な医療保険を購入する機会を従業員に提供しなければならない。

購入状況報告義務規定⁽¹⁰²⁾では、一定の雇用者は毎年IRSに最低限必要な保険を提供していることを示す書類を提出する義務を負っている。

2012年 *Sebelius* 判決と2015年 *King* 判決でオバマケアの合憲性が支持されたとしても問題ははまだ残っている。申立人のいずれかにスタンディングが認められる限り、合衆国裁判所は本案を審理することができるはずである。法廷意見のスタンディングの解釈は基本的に逸脱したものである。本件では、州は、抽象的ではなく、仮定的でもない、現実の、事実上の損害の証拠を提出して立証している。そして、この損害は裁判所の判断によって救済可能である。さらに損害と被告の行為との関係(*traceability*)は対立する当事者が法廷に存在していることを必要としている。州は、具体的で、特定される財政上の負担を示しており、その負担は連邦政府に起因している。⁽¹⁰³⁾報告義務規定で生じる負担を諸州は示しており、事実上の損害を立証できている。報告義務規定の不遵守のペナルティが存在しており、因果関係も十分に存在している。申立人の主張は、裁判所の判断によって救済可能である。なぜなら合衆国裁判所の判断を通じて、報告義務の負担が執行できなくなるからである。従業員が保険を購入できるように雇用者に対して州は一定の負担⁽¹⁰⁴⁾を負っている。

合衆国裁判所⁽¹⁰⁵⁾は、スタンディングの分析において本案審理を裁判管轄(*jurisdictional question*)の問題に変えるように努力してきた。申立人の請求が回復可能性を述べていないからといって裁判管轄は失われない。⁽¹⁰⁶⁾法廷意見は、損害が個人保険購入規定に起因することの立証を求めている。

保険購入規定を支える根拠が存在せず、本規定と他の規定は分離することができ

(100) *King*, at 482.

(101) 26 U.S.C. §4980H (a),(b),(c)(1).

(102) 26 U.S.C. §6055.

(103) *Lujan*, at 561-562.

(104) 26 U.S.C. §4980H.

(105) *Arizona State Legislature v. Arizona Independent Redistricting Comm'n*, 576 U.S. 787, 800 (2015).

(106) *Steel Co. v. Citizens for Better Environment*, 523 U.S. 83, 89 (1998).

ないため、連邦政府はこれらの義務を執行することはできないと州は主張している。

法の可分性という争点について法廷意見の混乱を示すいくつかの先例が存在している。

Seila 判決で、規定の違憲性を主張する弁護士事務所は次のように主張していた。

第 1 に、**Consumer Financial Protection Bureau**（以下、**CFPB**）が民事訴訟を提起する権限を認める規定に基づいた行為によって事務所が損害を被っている。

第 2 に、同機関の長の権限と命令は、正当な理由のある場合に解任を制限する規定によって保護されていた。

第 3 に、正当な理由のある場合に解任を制限する規定と調査権限の規定は不可分であった。

この主張に対して、合衆国裁判所は分離可能性を本案審理の問題として扱っていたはずである。

Free Enterprise Fund v. Public Company Accounting Oversight Bd. 判決⁽¹⁰⁷⁾では、公開会社会計監査委員会（**Public Company Accounting Oversight Board**）の規制および調査権限を会計事務所が争った。会計事務所は、次のように主張した。

第 1 に、規制と調査権限に関する規定によって損害を被っている。

第 2 に、他の規定では、委員会の構成員の解任事由を二重の理由で制限している。

第 3 に、解任規定と、規制活動を認める規定とは不可分である。

合衆国裁判所は、解任制限規定が違法であると本案審理で判断していた。

Minnesota v. Mille Lacs Band of Chippewa Indians 判決⁽¹⁰⁸⁾では、インディアン部族が、彼らの土地での狩猟権を認める 1837 年条約の宣言的判決を求めた。1850 年大統領令が彼らの狩猟権を消滅させようとしていたためである。部族は、大統領命令が不可分であり、一定の部分は狩猟権を消滅させているが、他の部分は狩猟権と関係が無く違法であるため全体として無効であると主張していた。

この主張に対して合衆国裁判所は、大統領令の不可分性を支持して無効だと判断していた。

(107) *Free Enterprise Fund v. Public Company Accounting Oversight Bd.*, 561 U. S. 477 (2010).

(108) *Minnesota v. Mille Lacs Band of Chippewa Indians*, 526 U. S. 172 (1999).

New York 判決⁽¹⁰⁹⁾でも、放射性廃棄物に関する 3 つの規定について、合衆国裁判所はニューヨーク州のスタンディングを認め、合憲と判断される規定が違憲とされる規定が分離可能かを判断していた。

アリトー反対意見は、これらの先例の可分性をめぐる争点の説明を法廷意見は尽くしていないと主張する。

そして、州にスタンディングが認められ、本案審理においても、そもそも個人保険購入規定を文言、歴史に照らして課税支出権限で支持できない以上、違憲であるという。ロバーツが課税支出権限で保険購入規定を支持する根拠は、政府に一定の歳入が存在することを前提にしており、歳入がゼロになればその根拠も失われるだという。保険購入規定は「shall (べし)」の文言があるため推奨と解釈する余地はない。

Sebelius 判決でも、**GICR** 規定を保険購入規定はオバマケアの核心であると明文で規定していたはずである。⁽¹¹⁰⁾ 法廷意見は二段階のテストを提唱している。第 1 に、違憲とされた部分を切り取ったオバマケアの残部が連邦議会の意図していたように機能することである。この審査をクリアするために、残りの規定が、首尾一貫した一定の方向 (**in some coherent way**)⁽¹¹¹⁾ に自ら作動しなければならない。第 2 に、連邦議会が、違憲と判断される規定を除いて、他の規定を独立して (**standing alone**)⁽¹¹²⁾ 規定していたことである。

このテストに照らせば、オバマケアは、違憲と判断された規定が存在しなければ、連邦議会が意図していたように機能することはできない。2012 年 **Sebelius** 判決の反対意見は、個人保険購入規定がなければ、「一定の方向」にオバマケアが作動するのではなく、連邦議会が設計したようにオバマケアが作動するかに注目していた。

税として徴収されるからこそ、既往症ゆえに保険の購入ができない人の負担が転嫁 (**shift**) されていた。ペナルティをゼロにしたからといって **GICR** 規定の負担は消滅していない。この負担は他の誰かが負っている。この負担は、連邦議会が意図していた運用を基本的に変更しているものである。

法律は、通常の解釈手法 (**ordinary rules of statutory interpretation**) にした

(109) *New York*, at 186-187.

(110) *Sebelius*, at 694-696.

(111) *Id.* at 692.

(112) *Id.* at 693.

がって解釈しなければならない。法の文言⁽¹¹³⁾は個人保険購入を全体の本質(essential)と述べている。起草史も構造も、この解釈を支持している。保険購入規定は、必要最低限の保険の適用範囲を個人が得ることを求めている。

アリトーは、スタンディングを否定したトーマスとは分岐し、連邦政府が州に対してオバマケアを執行することはできないと結論づけた。

5. 今後の課題-法執行という視座

本稿では州際通商条項をめぐる争点からオバマケア三部作を検討した。この検討に至るまでに、行政機関の法的統制をめぐる移民に関する DACA 判決⁽¹¹⁴⁾を検討してきた。DACA 判決では、連邦議会が移民法(Immigration and Nationality Act, INA)を改正しない場合、オバマ政権が、DREAMERS に対する法執行を猶予したことで、「法を執行しない」という事実で生じる市民の信頼が法的保護に値するのかが問題になっていた。

憲法学や行政法学では、法律に授權された権限を行政機関が執行する⁽¹¹⁵⁾ことで、法律の目的と保護すべき利益を実現することができる点を注目してきた。しかし、行政機関が、授權された権限を行使しない⁽¹¹⁶⁾ことで、市民に法益の侵害が発生しているのではないか、その際に、法律で授權された権限の裁量の逸脱、濫用は存在しないか⁽¹¹⁷⁾が検討されるようになった。そして、最近では、法律で認められた行政機関の法や規則の解釈、そして、その審査基準が注目されるようになり、行政機関の不作为が、法律によって授權された権限を裁量の範囲内かどうか注目されてきた。そして、地方公共団体がもっぱら行政権の主体として市民に対して行政上の義務履行を求める訴訟⁽¹¹⁸⁾で日本の最高裁は、国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を

(113) 42 U.S.C. §18091 (2)(l).

(114) 辻 雄一郎「アメリカにおける政権交代に伴う行政規則についての考察」法学論叢 93 卷 6 号 193 頁(2021)。

(115) 性犯罪者に対する連邦法の執行については、辻 雄一郎「授權禁止の法理の分析」93 卷 2・3 号 107 頁(2020)。

(116) 水俣病認定業務に関する熊本県知事的不作為違法に対する損害賠償 最二判平成 3 年 4 月 26 日民集第 45 卷 4 号 653 頁。

(117) *Massachusetts v. Environmental Protection Agency*, 549 U.S. 497 (2007).

(118) 最三判平成 14 年 7 月 9 日民集 56 卷 6 号 1134 頁。

求めるような場合には、裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」に該当するというべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということではできないから法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されると説明した。そして、裁判所法 3 条 1 項にいう法律上の争訟に当たらず、これを認める特別の規定もないから、不適法と判断した。

2021 年 Texas 判決は、法執行と行政の負担という争点を示している。2021 年の口頭審理でトーマス裁判官は、マスク着用の義務違反に対して何ら制裁が規定されていない場合はどうなるのか、と各当事者に質問している。

法執行という争点は、日本の憲法学でも取り上げるべき課題かもしれない。我が国では、法執行は、わいせつ規制や廃棄物処理法の文脈で扱われてきた。わいせつ規制の場合、一定の出版物やオンライン上のコンテンツが刑法の各条文に抵触するような場合であっても、捜査当局があえて訴追せず、そこに暗黙の了解が図られてきた。その暗黙の了解を踏み破るもの、あるいは違法なコンテンツが流通している場合にいわば見せしめとして訴追されることがあった。

また、廃棄物処理法は違法投棄を問題視してきた。同法は度重なる改正を経て、違法投棄に対する制裁を重罰化してきた。都道府県に時間・人・費用の点で法執行に限界があり、法目的をどのように実現するかという課題が存在していた。廃棄物処理法の目的を実現するためには、単なる重罰化の手段では必ずしも十分ではないという主張が存在していた。

法執行の負担は、憲法や行政法学で周辺的な分野として注目されること⁽¹¹⁹⁾はあっても、研究の舞台に主役として躍り出る機会が与えられることは少なかった。⁽¹²⁰⁾

法文言の解釈を拡大してきた州際通商条項、そして、法律の文言を重視するテクスチャリストと法執行の関係を検討することで、日本の憲法学に新たな視座を提供できるのではないかと期待できる。

(119) 大分地裁平成 15 年 1 月 28 日判決(サテライト日田(ひた)訴訟)。

(120) 曾和俊文『行政法執行システムの法理論』(有斐閣)。

6. 保険の位置づけと日米の比較

ロバーツが個人の保険購入義務規定を「税」として理解したことは我が国ではどのように評価できるだろうか。同規定の合憲性は州際通商条項に基づき判断されるかが注目されていた。課税支出条項に基づきペナルティという制裁を前提にした「税」と位置づけて、合衆国裁判所が同規定の合憲性を支持したことはアメリカでは大きく驚かれた。

この争点は、我が国の憲法学では旭川市国民健康保険条例最高裁判決⁽¹²¹⁾が参考になる。市町区村は国民健康保険を保険料と保険税のどちらかを選ぶことができる。市民からすれば、どちらも市町区村に納め、受けられる医療サービスも異ならない。

両者は時効の点で異なる。保険税のほうが時効は長い。保険税の場合は、地方税法 18 条に基づき徴収権の時効は 5 年である。保険料の場合は、国民健康保険法 110 条に基づき消滅時効は 2 年である。また、差し押さえの優先順位や過去の滞納分について市町村が請求できる上限年限が異なっている。そのため保険の徴収率を向上させるという財政事情に鑑みて義務として認識され、補足しやすいことから、地方自治体は保険税として扱っているところが多い。国民健康保険法 81 条が保険の賦課要件の設定を条例に委任している。

国民健康保険条例最高裁判決⁽¹²²⁾では旭川市は保険「料」方式を採用していた。同市は、健康保険の算定に当たって事業に要する費用を所得から控除したものを基準にして賦課総額を決定する。市は、恒常的な生活困窮者であれば、生活保護法で救済され、保険料を減免する必要はないと考えた。また、支払われた保険料を医療サービスの対価であると評価すれば、市長の裁量の幅も大きくなると考えた。

日本の最高裁は、租税法律主義が保険料に直接、適用されるわけではないが、強制的に賦課・徴収される点で保険料は租税と類似すると評価し、さらに国民健康保険法 81 条に基づく条例に対する委任も、条例が賦課総額の算定基準を定めて、市長に対して同基準で保険料率を決定するよう委任したことは、同法に違反せず、日本国憲法 84 条の趣旨にも違反しないと判断した。この判決を踏まえれば、個人の

(121) 最大判平成 18 年 3 月 1 日民集 60 卷 2 号 587 頁。

(122) 最大判平成 18 年 3 月 1 日民集 60 卷 2 号 587 頁。

保険購入義務規定を支えるために、ロバーツが「税」として評価することもアメリカ憲法学よりも驚きは小さくなるかもしれない。

7. 合衆国裁判所が州にスタンディングを認めること

州にスタンディングを認める点が日本国憲法学にどのような影響を与えるだろうか。テキサス州は、法執行の負担をスタンディングの根拠として主張していた。日本では、交付税の減額を争うスタンディングが地方自治体に認められるだろうか。

日本では法律上の争訟が問題になる。ふるさと納税で多額の寄付を得ている泉佐野市に対して、総務省が交付税を減額したことを違法だとして泉佐野市が国を訴えた。

2021年4月大阪地裁⁽¹²³⁾は、この訴訟が裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に該当すると判断した。

総務省は、ふるさと納税の寄付収入と特別交付税額の算定に含める改正省令（特別交付税に関する省令附則5条21項及び同附則7条15項）を施行していた。総務省は、泉佐野市がふるさと納税で多額の寄付を集めており、財政的に余裕があると判断して、2019年度12月分の特別交付税を約4億9700万円から約5300万円に減額した。泉佐野市は、法律で定めるべき内容を省令で定めたことは地方交付税の委任の範囲を超えて違法であると主張し、特別交付税の減額の取消を求めた。泉佐野市の主張に対して、国は、行政事件訴訟法が個人の権利救済を想定しており、地方自治体が訴訟を提起することは不適法だと主張して訴えの却下を求めている。

大阪地裁の中間判決で、地方交付税は国から自治体に対する支出金であり、地方自治体と国との間の具体的な権利の存否に関する紛争であり、かつ法令の適用により終局的に解決することができるものと判断した。泉佐野市の主張が市の利益の保護、救済が目的であり、「法律上の争訟」に該当することを認めた。次に、減額の違法性、委任の範囲内が争われることになるだろう。

2007年マサチューセッツ判決、2019年の *Department of Commerce v. New York* 判決いわゆる国勢調査判決、そして、2020年の *Little Sisters of the Poor Saints Peter* 判決では州のスタンディングを認めている。2021年 *Texas* 判決アトリー反対意見は、これらの事案では、州の損害を認める因果（行政機関が規則制定

(123) 大阪地裁中間判決令和3年4月22日判例タイムズ1488号36頁。

権限を行使しないことで州の沿岸部が侵食される・市民権を質問項目に加えることで州民の人数が減り、連邦議会の議席数や連邦政府の助成が減少する・低収入の女性が避妊具を州の助成に頼って購入するため州の財政的負担が増加する）が弱いにも関わらず、スタンディングを認めていたはずだと主張していた。

スタンディングだけでなく連邦制といった合衆国憲法の各規定、訴訟方式と絡めて、日本国憲法学の分析を展開していく必要がある。

おわりに

本稿では、オバマケア法をめぐる 2021 年の合衆国裁判所の動向を検討した。州際通商条項をめぐる争点が浮上していたにもかかわらず、3つの判決は州際通商条項を中心にすえることなくオバマケアを判断した。三部作の最後を飾る 2021 年の Texas 判決は、オバマケアの本体に触れることなくスタンディングで片づけた。いずれもロバーツが結論に大きな影響を及ぼしていた。

2012 年 Sebelius 判決でロバーツは、保険購入をブロッコリにたとえた。ブロッコリは美味ではないが健康に良いのと同じように保険の購入は本人にとってはよいかもしれないが負担を伴うと説明した。ギンズバーグは、ロバーツの解釈が技巧的だと批判し、州際通商条項で支持できると主張した。ロバーツが保険購入規定を州際通商条項によって支持し得ないと 2012 年 Sebelius 判決で述べ、2015 年 King 判決では「州の設定する保険市場」を「連邦と諸州の設定する保険市場」と文言に忠実ではない解釈を採用して、連邦政府の提供する保険市場での税の控除を認めた。

2017 年にトランプは大統領命令、連邦法を経て、オバマケア法を骨抜きにしようとした。個人の保険購入規定が本法の核心であれば、もしペナルティがゼロになれば、全体としてオバマケア法は崩壊しているのではないかとトランプ政権は考えた。三部作はいずれも州際通商条項の争点が、合衆国裁判所の扱う舞台裏で控えていた。

本稿ではテクスチャリストを標的にして、その欠陥を示す立場で議論を展開した。しかし、この点を我が国の法解釈にも同じ程度で妥当するかについては慎重ならなければならない点を断る必要がある。我が国も米国も、法の文言、先例、

目的といった法解釈をめぐる様々な要素が存在しており、その中の文言を重視する立場がテクスチャリストである。したがって、テクスチャリストの立場を完全に否定することは法解釈の手法を検討する作業では存在しえない。しかし、もしテクスチャリストが、その手法を徹底的に貫徹しようとするれば、どこかでほころびが生じることになる。本稿は、その視点からゴーサッチ、カバノー、アリトー、バレット、スカリア、それともトーマスの意見を検討している。

Thomas Merrill は法解釈の分析が空虚なゲームに過ぎない⁽¹²⁴⁾と評価し、カバノーは憲法訴訟において法律の小さなほころびを発見して、法全体を崩壊させるゲームではないと述べている。⁽¹²⁵⁾

本稿は、米国でのこれらの議論のように、日本の最高裁判所の法解釈が充実しているかを問う機会を提供することを期待するものである。

(明治大学法学部准教授)

(124) Thomas W. Merrill, *Textualism and the Future of the Chevron Doctrine*, 72 WASH. U. L.Q. 351, 372 (1994)

(125) *Barr*; at 2351. (opinion of Kavanaugh, J.).